平成２１年（フ）第１７３５号
福岡市南区弥永２丁目29番28―102号、開始決定時の住所福岡市南区弥永３丁目11番16―302号
破産者　キャンディボックスこと　後藤　佳子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２５４号
長崎県長崎市岩見町２番２号本多ビル101号
破産者　有限会社サンクス
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９９号
福島県石川郡平田村大字上蓬田字上槍らい２番地
破産者　有限会社三三商事
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２０年（フ）第８３２号
愛知県碧南市栗山町２丁目62番地
破産者　有限会社碧産業
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
滋賀県愛知郡愛荘町香之庄643番地
破産者　株式会社イチオカ
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６１号
和歌山県田辺市上万呂146番地の２
破産者　有限会社ＳＥＬＥＣＴＩＯＮ
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第１１１号
徳島県板野郡板野町西中富字西中須11番地
破産者　協和金属株式会社
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２４号
徳島市助任橋１丁目22番地
破産者　関西警備保障株式会社
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１２号
愛媛県松山市太山寺町2430番地２
破産者　有限会社桑田建設
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６８１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東4229番地の１
破産者　合資会社白石自動車整備工場
1　決定年月日　平成22年12月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３２０号
静岡市清水区船越南町244番地の１
破産者　小山　啓樹
1　決定年月日　平成22年12月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７号
茨城県取手市下高井2376番地７
破産者　嶋崎　宏史
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１号
栃木県塩谷郡塩谷町大字東房186番地１
破産者　益子　美幸
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２１年（フ）第３４号
栃木県佐野市高砂町87番地
破産者　佐山　典夫
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３９号
新潟市東区新松崎３丁目21番10号
破産者　内田　悦子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２６号
広島県福山市多治米町３丁目２番16号
破産者　中岡　節子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第４２号
広島県安芸高田市向原町坂153番地１
破産者　古川　典子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第９号
広島県三次市十日市南６丁目８番11号　フジイハイツ101号室、前住所広島県三次市西酒屋町135番地12
破産者　丸川　裕司
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成１９年（フ）第１６２号
山口県下関市彦島弟子待町１丁目１番10号
破産者　植田　松廣
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３２９７号
福岡市東区松田３丁目８番35―607号
破産者　白石　　修
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部